

答 申 書

平成13年12月20日付け広段工第79号で諮問のあった事案のうち、実施機関が広島市指令段工第15号で公文書の不存在について通知したことに対する異議申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

平成13年9月27日付け異議申立書の趣旨は、同月6日付けの「換地計画総括表(その1)の換地を定めたものの法91条、92条の小宅地関係で市民が支払う2,003,419,410円の金額が1,728,327,601円しか入らず、275,091,809円足りません。何処へ行ったのか分かる資料」の開示請求に対し、実施機関が、同月14日付け広島市指令段工第15号で公文書の不存在について通知を行ったことの取消しを求めるというものである。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述等での異議申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

広島市は、小宅地対策として、減歩はしない代わりに清算金で清算するとした。

この金額について、20年前には、「買収価格の約53万円/坪で清算する。」と説明していたが、平成10年には100万円/坪としたので住民運動が起きた。

広島市は、「平均53万円程度と考えられる」という、平均53万円程度で清算すると説明したのか、説明していないのかも分からないことを言っている。「考えられる」として、説明したことをぼかしている。

清算金の問題は、市役所がやった、新しいタイプの詐欺事件である。

(2) 請求に係る公文書について

ア 「公文書が存在しない理由として徴収金の総額と交付金の総額は等しくなります」と回答しているが、当り前の事で、全国共通の事である。回答になっていない。

イ 「施行者が徴収し、一方で交付清算金の交付を行うこととしており」と回答し

ているが、当り前の事で、全国共通の事である。回答になっていない。

ウ 「特定の宅地から徴収した清算金をどの宅地に交付するかは、制度上特定することはできません」と回答しているが、特定できないというのは、全国で広島市だけである。2.75億のお金の行先が分からないはずがない。自然に消えてしまうこともない。どこで、どのように使ったのか分かる資料を提出すべきである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等による主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

清算金は、換地設計において、定められた街区の中に全ての宅地を計算どおりに換地することが技術的に困難であることから、換地面積が本来配置すべき面積と増減する場合に、その不均衡を金銭で是正し、地区内権利者間の公平性を図る制度であり、徴収金の総額と交付金の総額は等しくなる。

段原土地区画整理事業における清算金は換地計画総括表のとおりであり、徴収清算金は、小宅地関係の清算金も含め、施行者が徴収し、一方で交付清算金の交付を行うこととしており、特定の宅地から徴収した清算金をどの宅地に交付するかは、制度上特定することはできない。

したがって、請求の趣旨の資料は存在しない。

5 審査会の判断

当審査会は、開示請求にある「換地計画総括表(その1)」を確認したが、この表は、土地区画整理法第94条に基づく清算金の徴収・交付をまとめたものであり、表中の清算金の徴収金額と交付金額がほぼ一致することが認められ、このことについて、異議申立人と実施機関との間に争いはない。

異議申立人は、小宅地対策に係る住民からの徴収金の合計が約20億300万円、小宅地対策用地に要した費用として土地所有者としての市へ交付される金額が約17億2800万円であり、これらの金額が一致しないとし、差引2億7500万円がどこにいったのか分かるものを求めているが、これらの金額が一致しなくてはならないことの根拠については、何も示していない。

土地区画整理事業においては、事業全体の清算金の交付金と徴収金をほぼ同額とするということで実施しており、徴収金は一時的に施行者としての市に入り、一方で施行者として交付金を支払っていくので、徴収された段階で小宅地に係るものという徴収金の個性は失われ、全体の交付金のために使われることになるし、施行者としての市に残る金額はない。徴収金の全体の配分は「換地計画総括表(その1)」のとおりであるが、個々の徴収金が個々のどの交付金に行くかということは、制度上特定し得ないことが認められる。

そうであるとすれば、実施機関が、広島市情報公開条例第 11 条第 1 項に基づき、公文書不存決定処分を行ったことについて、違法又は不当な点はないと考える。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

6 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

異議申立人は、市が説明した「約 53 万円 / 坪で清算する」ことを実現しないことに抗議しているものである。この点について実施機関は、不適切な説明を行ったことを認めているものの、清算金については、正式な手続を踏んで平均約 100 万円 / 坪と定めたとしているものである。

実施機関から提出された資料からは、昭和 56 年 4 月の住民懇談会での説明を始めとして、住民に対し、繰り返し、小宅地対策に係る清算金が平均坪 53 万円程度と受け取られるような説明を行っていたことが認められる。このような状況において、住民が、約 53 万円 / 坪が清算金として決定されたものである、あるいは、決定されるものであると考えたということである。

当審査会は、本件公文書の存否について審議を行ったものであり、この清算金問題について判断するものではないが、双方のわだかまりが解消し、再開発事業が円満に完了することを望むものである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 12 月 20 日	実施機関から、諮問第 18 号を受理
平成 14 年 3 月 8 日	実施機関から、「段原地区の事業経緯（概略）」、「換地計画総括表（その 1）」を受理
平成 14 年 3 月 8 日 （第 1 回審査会）	審議（実施機関の不開示理由等の説明）
平成 14 年 3 月 22 日	異議申立人から、口頭意見陳述の申立書を受理
平成 14 年 3 月 29 日	異議申立人から、意見書を受理

平成14年 4月 8日 (第2回審査会)	審議(異議申立人の口頭意見陳述)
平成14年 5月 7日 (第3回審査会)	審議